

東区ユニバーサルスポーツ用具貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、年齢、性別、又は障害の有無に関わらず誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツを市民が気軽に楽しめる機会をつくるため、東区で管理するユニバーサルスポーツ用具（以下「用具」という。）の貸出方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 用具の貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 名古屋市東区内に在住、在勤又は在学している者
- (2) 名古屋市内で活動する団体等
- (3) 東区区政部地域力推進課長（以下「地域力推進課長という。）が特に必要と認めた者

(貸出の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、用具の貸出を許可しない。

- (1) 営利を目的とする行為に使用する場合
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- (3) 宗教的又は政治的な活動のための利用と認められる場合
- (4) その他、地域力推進課長が利用を不相当と認める場合

(貸出用具)

第4条 貸出の対象となる用具は、別表のとおりとする。

(貸出料金)

第5条 貸出料金は無料とする。

(貸出期間)

第6条 用具の貸出期間は、原則7日以内とする（貸出期間最終日が東区役所の閉庁日（以下「閉庁日」という。）の場合は、翌開庁日まで延長する）。ただし、地域力推進課長が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

(貸出及び返却方法)

第7条 用具の貸出及び返却の方法については、次のとおりとする。

- (1) 貸出を希望する者（以下「借用者」という。）は、用具の空き状況について事前に確認のうえ、借用申請書（様式1）を借用日の3か月前から借用日の前日までの間に東区役所区政部地域力推進課（以下「地域力推進課」という。）まで提出しなければならない。
- (2) 貸出は、借用申請書の到達順で受け付けるものとする。

(3) 貸出及び返却は、地域力推進課の窓口にて、閉庁日を除く日の午前8時45分から午後5時15分までの間に行わなければならない。

(借用者の遵守事項)

第8条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 用具の使用及び保管にあたっては、善良な管理者としての注意義務を果たさなければならない。
- (2) 用具を第三者に転貸し、又は使用する権利を第三者に譲渡し、若しくはその権利を担保に供してはならない。
- (3) 用具を目的外の用途に使用してはならない。
- (4) 借用期間中に、用具に破損又は紛失が生じた場合には、速やかに地域力推進課に報告し、その指示に従わなければならない。

(借用者の負担)

第9条 用具による事故又は怪我等は、すべて借用者の責任とし、東区役所は一切の責任を負わない。

- 2 借用期間中に、用具に破損又は紛失が生じた場合は、借用者の責任で現状復旧を行わなければならない。ただし、地域力推進課長が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

競 技	貸 出 品	数 量	規 格 ・ 内 容
ボッチャ	ボッチャセット	2セット	ボッチャボール13個セット(白×1、赤×6、青×6) 審判具(パドル×1、キャリパー大中小各1、メジャー3m×1) ボッチャ用バッグ1 ガイドブック×1
	ターゲットマット	2枚	直径200cm
	ハーフコートマット	1枚	3m×5m
	ボッチャセットミニ	2セット	ボッチャボール13個セット(白×1、赤×6、青×6) マット×1 ルールブック×1 袋×1
フライングディスク	ディスク	40枚	ディスク10枚×4セット
	アキュラシーゴール	1個	アキュラシーゴール×1 旗×1 アシスタントライン×1
モルック	モルックセット	2セット	モルック棒×1 スキートル(1~12) モルックリリー×1 得点板×1
卓球バレー	卓球バレーセット	2セット	サウンドボール3個×2 ラケット×12本 ルールブック×1